平成 27 年(2015 年)3 月 9 日 建 設 委 員 会 資 料 都市政策推進室中野駅周辺地区整備担当

「中野三丁目地区のまちづくり及び桃丘小学校跡地の活用についての 地域説明会」の開催結果について

1 開催概要

日 時:平成27年2月10日(火) 午後7時~午後8時5分

会 場:中野区役所

参加者:55名

2 主な意見・質問とそれに対する区の回答・見解

(1) 中野三丁目地区のまちづくり全般について

| No. | 意見・質問の概要 | 区の回答・見解 |
|-----|-------------------|-------------------|
| 1 | 中野駅周辺まちづくりグランドデ | 良好な住環境の保全をめざす地区 |
| | ザインVer.3によると桃丘小学校 | であり、事業は考えていない。 |
| | 跡地西側は、どのようなまちづくりを | |
| | 考えているのか。 | |
| 2 | 桃園通りの道幅は狭いが、今回の土 | レンガ坂から北側については、土地 |
| | 地区画整理事業での拡幅は考えてい | 区画整理事業により、8mに拡幅する |
| | ないのか。 | 予定である。レンガ坂から南側につい |
| | | ては誘導型まちづくりで建て替え時 |
| | | に、下がって頂くことを考えている。 |

(2) 桃丘小学校跡地の活用について

①拠点施設について

| No. | 意見・質問の概要 | 区の回答・見解 |
|-----|-------------------|-------------------|
| 1 | 拠点施設に自転車駐車場を整備し、 | 現時点で、自転車駐車場以外の区有 |
| | にぎわい創出のため商業施設を誘致 | 施設の整備は考えていない。拠点施設 |
| | しようとしていることは理解したが、 | はUR都市機構が、整備するがその |
| | 区には保育園などの子育て施設、高齢 | 際、区としては当該地域にどのような |
| | 者施設が足らないと思う。駅に近い便 | 施設が必要か一定の考えを示して協 |
| | 利な場所なので、このような施設を整 | 議していく。要望については、意見と |
| | 備して欲しい。 | して伺っておく。 |

| 2 | 桃丘小学校跡地をUR都市機構へ | 桃丘小学校跡地をUR都市機構へ |
|---|-------------------|----------------------|
| | 譲渡することについて、議会の了承を | 譲渡することについては、土地区画整 |
| | 得ているのか。 | 理事業の施行要請とともに議会へ報 |
| | | 告している。 |
| 3 | 桃丘小学校跡地にできる拠点施設 | 現在この地区は、住居系で容積率は |
| | はどの程度の規模、高さの建物になる | 200%である。今後は商業系の活用を |
| | のか。 | 予定しているため、この容積率 400% |
| | | 程度をめざし東京都と協議していく |
| | | ことになる。そうなった場合、高さは |
| | | 一般的には、10 階建て 30m程度、細 |
| | | い建物であればもっと高くなること |
| | | が想定される。 |

②避難所について

| No. | 意見・質問の概要 | 区の回答・見解 |
|-----|-------------------|-----------------------|
| 1 | 桃丘小学校跡地は現在、避難所とし | 現在、桃丘小学校跡施設は桃園防災 |
| | て指定されているが、代わりとなる避 | 会の避難所に指定されている。今後、 |
| | 難所は、まだ決まっていないのか。 | 桃園防災会の避難所を桃花小学校に |
| | | 変更したいと考えている。 |
| 2 | 桃花小学校は、既に2つの防災会の | 現時点で、桃花小学校に避難すると |
| | 避難所に指定されているが、更に桃園 | 想定されている2つの防災会の人数 |
| | 防災会の人数を収容できる面積があ | は900名である。これに、桃園防災会 |
| | ると考えているのか。 | の想定避難者 500 名を合わせると |
| | | 1,400 名となる。この場合、地域防災 |
| | | 計画にも示している避難する際に必 |
| | | 要な一人当たりの屋内スペース 1.65 |
| | | m, 屋外スペース 1.0 mは、十分確保 |
| | | できると考えている。 |
| 3 | 中野区の昼間人口は増えているそ | 通勤・通学の方の保護については事 |
| | うだが、その避難所はどうなるのか。 | 業者に責任があり3日間分の備蓄をす |
| | 何人が避難場所へ行って何人が滞在 | る義務があることが東京都の条例で |
| | できるのかシミュレーションしてい | 決まっている。住民の方の避難所につ |
| | るのか。 | いては、想定避難者数を踏まえて、区 |
| | | が避難所を指定している。 |